

平成17年11月11日

第10回農業・土地住宅WG（土地住宅分野）
国土交通省ヒアリングにおける質問事項

I. 通勤鉄道における時間差料金制の導入について

- 1) 平成17年3月の規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）における逐次実施の項目、「鉄道における時間差料金制の導入に向けて、オフピーク料金制など諸外国都市における多様な時間差料金手法の収集、IT技術の活用など、最近の技術の進展に対応した時間差料金制導入の技術的課題の整理、事業者に対する時間差料金制導入のための具体的誘引策、時間差料金制導入についての社会全体の理解の促進策等について、引き続き検討を進めていく。」について、最新の検討状況を伺いたい。特に、既存の時間差料金制に関する先行文献のどれに当たり、それをどのように評価したのか。また、理論的・定量的な分析についても具体的な検討結果を示されたい。
- 2) 技術的課題の整理として、今後ICカードが主流となる中で、JR東日本のスイカ方式のICカードが、関東のパスネットグループでも導入されるとの話聞くが、この機会をとらえ、本件に関し、鉄道事業者に対して、混雑料金収入を事業者の鉄道輸送力増強のため再投資と事業者の適正利潤とに振り向ける仕組みを構築させるべく抜本的な対策を講じるべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

II. 立体道路制度の一般道路への適用について

- 1) 平成17年3月の規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）における平成16年度検討・結論の項目「都市における土地の高度利用、街並みの連続性や賑わいを創出する観点から、良好な市街地環境の形成や道路管理上支障が無く、都市計画上の位置付けが明確にされるなど、一定の要件を満たす場合には、道路空間と建築物の立体的利用を図ることは重要である。特に、例えば、ペDESTリアンデッキ、自由通路やスカイウォークのような高架の歩行者専用道路については、街並みの連続性賑わいの創出、駅周辺等におけるバリアフリー化といった観点からも、建築物との立体的利用を推進し、その整備を進めていくことが必要である。このため、都市における土地の高度利用等を図るための道路空間と建築物の立体的利用の推進方策について、早急に検討を行い、結論を得る」について、検討された結論を伺いたい。
- 2) 立体道路制度の一般道路への適用の必要性について
区画整理が早くから実施されている都心部では、街区が小さく細分化されている

ところもある。また、防災性の観点や街の連続性、広場や公園を確保するためには、細分化された街区を統合する必要がある地域もある。

さらに、中心市街地の活性化をはかるうえで、アーケード街の再生等が課題となっており、アーケード街など通路の両側を含めた、一体開発（街路を越えた開発）を行うなど、中心市街地の活性化を推進するための具体的な推進方策が必要と思われる。

したがって、区域を特定した再開発事業など、都市計画手続き等を踏んだ上で、一般道路に立体道路制度を適用することについて、検討すべきと考えるが貴省の見解を伺いたい。

3) 立体道路制度を一般道路へ拡大した場合の懸念事項（道路の上下空間の利用の是非）について

- ① 消防活動への影響や避難場所については、人工地盤上を緊急車両や通行人が避難できるようにするなど、計画上の配慮は可能と考えられる。また、立体道路内の火災時の対応については、トンネル内の火災と同様に対応可能と考えられる。

さらに、大きな地震等への対策や空地を確保する観点からすると、街区の統合や人工地盤等により、街の連続性をもたせ、建物を集約することにより、空地を確保することができ、防災面や環境面でも優れた街づくりが可能になると考えられる。これらの点について貴省の見解を伺いたい。

- ② 既存の道路であっても、新設の道路であっても、道路と建物のつながり方のあり方は同様に考えるべきであり、新設の道路に許容される事項は、既存の道路についても、制度適用できるべきと考えられるがこの点について貴省の見解を伺いたい。

4) 都市計画等の位置付け・計画の許認可について

現状の立体道路制度についても、一定の都市計画のもとに道路の上下空間に建物を建築することになっており、都市計画手続き等を経ずに、建築が行われていくことはない。したがって、立体道路制度を一般道路に拡大しても、無秩序に道路の上下空間を利用されることはないと考えるが貴省の見解を伺いたい。

5) 立体道路における権利設定について

- ① 行政財産である道路の上下空間を民間が利用するにあたり、国有財産法、地方自治法上、私権の設定が制限されている。立体都市公園制度なども創出され、行政財産と民間施設相互の有効活用が進んでいく中、行政財産への権利設定も含め検討すべきと考えるが貴省の見解を伺いたい。
- ② また、立体道路制度とは別に、道路占用許可制度（大規模な地下街や上空の渡り通路等の例あり）の活用により、既存道路への限定的な建物の建築も考えられるが貴省の見解を伺いたい。

Ⅲ. 地図情報の民間開放について

1. 測量法全体について

1) 現在の測量法は地図が紙ベースであることを前提に作られており、デジタル情報利用の地図データには適合していないため、様々な面で不都合が生じており、このような点や下記2)の点を総点検し、時代の流れに合致した測量法に全面的に改めるべきと考えるが見解を伺いたい。

2) 測量法第1条(目的)において、測量の重複を除く旨規定されているが、実際は、民間が測量する場合は、基本測量や公共測量が自由に利用できないために、結果として測量の重複がなされる実態が指摘されている。このような測量の重複によるムダを回避し、営利目的、非営利目的を問わず、全面的に地図情報を民間に開放し、自由に利用可能とする必要があると考えるが見解を伺いたい。

2. 国土地理院の基本測量成果について

1) 国土地理院で提供している地図の概要(種類、データ/紙、ダウンロード可/不可等)及び対価について示されたい。

2) 現状を反映した、タイムリーできめ細かな地図情報の提供が望まれるが、国土地理院の地図情報の更新の頻度について示されたい。

3) 複製承認(測量法29条)、使用承認(測量法30条)について

①複製承認、使用承認の概要と、そもそもそれを行う目的、審査の基準、さらには各々不承認となる場合の具体例とその理由、その件数(全体に対する割合)について示されたい。

②本件については、国土地理院の長の承認を得る必要があるが、当該審査については、簡略化、明確化し、民間の審査機関に包括委託すべきという考え方があるが、この点について貴省の見解を伺いたい。

③さらには、地図を活用した民間のビジネス機会の拡大のために、営利目的・非営利目的を問わず、複製も含めて自由に利用可能とすべきという考え方もあり、複製・使用の事前申請/承認の手続きについては廃止する、もしくは簡単な手続きによる事後報告の義務づけのみに変えるべきであると考えが貴省の見解を伺いたい。

3. 地方公共団体等の公共測量成果について

1) 地方公共団体等で提供している都市計画図等の地図の概要(種類、データ/紙、ダウンロード可/不可等)及び対価について示されたい。

2) 地方自治体等の地図情報の更新の頻度について示されたい。

3) 公共測量成果の複製承認(測量法43条)、使用承認(測量法44条)についても、前述の測量法29条、30条と同様の承認手続きが必要となるのか、その実態について示されたい。

4) 公共測量を実施した際には、測量成果の写しを国土地理院の長へ送付することを義

務づけ（測量法 40 条）、送付を受けた国土地理院の長は審査し（測量法 41 条）、保管及び閲覧に供すること（測量法 42 条）となっているが、送付から閲覧まで、実際にどのように運用されているのか示されたい。

4. 平成 18 年度国土地理院重点施策にある「地理情報の利活用環境の整備」について

1) ○公的機関の測量成果の共有化と相互利用の推進

○電子国土 Web システムの機能強化と利用者の支援の推進
の施策の概要について示されたい。

2) 「国の機関や地方公共団体等の公的機関が保有する測量成果の共有化、相互利用を図る」とあるが、基本測量成果のみならず公共測量成果についても、広く一般（企業／個人）に対して、国土地理院が一括して提供（無料または安価での販売）するといった測量成果のインターネット上でのワンストップサービスが可能になると、国民の利便性が向上すると考える。前述のとおり測量法 40 条、41 条、42 条において、公共測量成果についても、既に、国土地理院で管理しており、現状でも、国土地理院が一括して提供することは可能であると考えますが、貴省の見解を伺いたい。

3) 基本測量の成果や各々が実施する公共測量の成果において、地図情報の更新が不定期であったり、更新の頻度に大きな差があるような場合、複数の測量成果を同時に利用しようとする者にとって、情報の不整合など様々な不都合が発生することが考えられる。このため、地図情報の更新の頻度等については、一定のルールに基づく調整が必要であるとともに、情報内容、データのフォーマットともに最新のものへの更新が効率的に進む使い勝手の良い、ワンストップサービスとすべきであると考えますが、貴省の見解を伺いたい。

4) 公共測量については、測量法 32 条や 35 条によって、基本測量や他の公共測量との重複が排除されているが、国の機関や地方公共団体等の公的機関が実施する測量に限らず、民間が実施する測量においても測量の重複を排除することが効率的で精度の高い測量を行う上で重要であると考えます。測量法 47 条において「国若しくは公共団体の許可若しくは認可を受けて行う工事又は国若しくは公共団体の補助を受けて行う事業のためにするものは、国土交通大臣において公共測量として指定することができる」とあるが、現在、どの程度、民間の測量に対し、当該規定により、基本測量成果や公共測量成果が提供されているのか示されたい。さらには、このような一部の補助事業等に限らず、地図は公共財であることから、民間へと全面開放すべく、関係規定を改正した上で、ワンストップサービスを運用すべきと考えますが、貴省の見解を伺いたい。

注) Ⅲに関して、WG 当日のご説明は限られた時間の関係上、上記下線を付した項目のみ
お願いいたします。他の項目は遅くとも当日までの資料提出にて対応願います。また、
2. 3) ③は当方として本テーマのうち最重要と考えますので、よろしくご対応願
います。